



Q 私は会社の総務担当をしています。労災保険で2次健康診断が無料で受けられる制度があると聞きました。どのような制度ですか。

労災保険の2次健康診断の制度

A 労災保険の「2次健康診断等給付」というもので、脳・心臓疾患の発症を事前に防止するための制度です。

労働者が労働安全衛生法による健康診断（1次健康診断）を受診し、その結果①血圧②血中脂質③血糖④腹囲またはBMI（肥満度）のすべての検査で、異常の所見があると診断された場合、すでに医師が脳・心臓疾患の診断を行っている時に対象となります。

2次健康診断として、①空腹時血中脂質②空腹時血糖値③ヘモグロビンA1c④負荷心電図または胸部超音波⑤頸部超音波⑥微量アルブミン尿の検査を行います。その結果に基づいて保健指導が実施されます。その他の要件としては、2次健康診断は1次健康診断の受診日から3カ月以内に行うこと、1年度に1回のみ対象となることなどがあります。

請求の方法や受診できる医療機関など、詳しくは労働局労災補償課に尋ねてください。

鳥取労働局労働基準部労災補償課 電話 0857-29-1706